

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は昭和55年をピークとして減少に転じ、現在の人口構造は老年人口約37%、生産年齢人口約54%、年少人口約9%となっており、2040年の推定人口構造は老年人口約44%、生産年齢人口約48%、年少人口約8%とされている。

本町は、臨海部にある大規模な工場を除けばそのほとんどが小規模事業所であり、本町産業の発展のためには生産世代の流入を促進すべく、先端設備等の導入を促進し、中小企業者の成長を目指すことが必要となる。

(2) 目標

本町の従業員数の推移をみると、平成8年にピークを迎えその後は減少傾向となっており、事業所については昭和56年以降、減少傾向にある。このことから、少子高齢化、生産世代の流出、人手不足など町内中小企業者が対応すべき課題は今後、より厳しいものとなることが予想され、先端設備等の導入促進を支援することで町内中小企業者の生産性向上を促進し、本町産業の活性化を目指す。

については、期間内に13件の先端設備等導入計画認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町産業は、製造業、商業、福祉サービス業、農業、漁業など多岐に渡っており、多様な業種が発展することで本町の経済、雇用が活性化すると考える。そのため、これらの多様な産業において多様な設備投資を支援し、事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施工規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町は臨海部から山間部にかけて多様な産業が形成されていることから、地区を限定せず、本町行政区域全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

地域を活性化するため、製造業、商業、福祉サービス、農業、漁業など多様な

業種が発展する必要がある。従って、本計画においては労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる場合は全業種、事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 先端設備等導入計画が労働生産性向上に伴う人員削減を目的としたものと認められる場合、認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 先端設備を導入することにより行う事業において、本町が定める条例等を遵守し、公害の防止等環境保全に努める。